

高速道路のミッシングリンク解消に関する意見書

本県では近年、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザの発生、新燃岳の大噴火など、度重なる災禍により県民の安全で安心な暮らしが脅かされるばかりか、これらの災禍により地域経済は一段と厳しさが増している。

また、東日本大震災を機に地震・津波対策の取組みが進められる中、南海トラフの想定震源域が日向灘沿岸部まで拡大されるなど、日向灘に面し長い海岸線を有する本県では、東南海・南海・日向灘地震への備えとして、「命の道」となる高速道路ネットワークの整備が急務となっている。

もとより、高速道路の整備は、国の成長戦略と整合性を図りつつ、国の責任において行うべきものであり、東日本大震災を経験した今、ミッシングリンクに起因する脆弱な地域の解消は、国策として最優先のプライオリティをもって対処すべき課題である。

しかしながら、本県の高速道路の供用率はいまだ全国最低ランクの約50%にとどまり、大規模災害時の救援ルートとして「命の道」となる東九州自動車道や九州中央自動車道には多くのミッシングリンクが残り、県土は災害に対して極めて脆弱な状況にある。さらに、高速道路の完成の目処が立たないことは、本県の長期的な地域づくり構想や経済復興策の立案においても大きな制約となっている。

このような中において、国の出先機関改革における地方整備局廃止の拙速な動きは、地方自治体をはじめ、地域住民にも大きな不安を与えるものである。

よって、国においては、今後の高速道路の整備に関して、下記の事項が実現されるよう強く要望する。

記

- 1 国土の根幹的な社会基盤施設である高速道路については、国の責任においてミッシングリンクを解消するため、整備目標年次を明確にし、着実に整備を推進すること。
- 2 ミッシングリンクに起因する地域の災害脆弱性を再点検のうえ、緊急性の高い箇所での早期整備を図るため、遅れている地方への高速道路関連予算の重点配分を行うこと。
- 3 基本計画区間の早期事業化のため、国土開発幹線自動車道建設会議等の整備計画区間への格上げのための法手続を早急に決定すること。
- 4 新規事業採択時の評価においては、交通量や時間短縮といった経済効率性の評価だけでなく、防災上の課題や広域的なネットワーク効果などを評価する手法について、被災地の事業のみならず、全国的に導入すること。
- 5 地方整備局の廃止や地方への移管については、社会資本整備が遅れている地方において、今後さらに整備が遅れるのではないかと懸念があるため、十分な議論を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月22日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	横路孝弘	殿
参議院議長	平田健二	殿
内閣総理大臣	野田佳彦	殿
国土交通大臣	前田武志	殿
地域主権推進担当大臣	川端達夫	殿
内閣官房長官	藤村修	殿